

SNS 運用に関するガイドライン

1. 適用

このガイドラインは、情報倫理規程第 7 章「城西国際大学ソーシャルメディアガイドライン」に基づき、城西国際大学が SNS を利用し情報発信を行う際に適用します。

2. 管理体制

広報室を SNS 公式アカウントの総括担当部署とし、本学が保有する全ての公式アカウントの承認およびアカウント登録に関する諸事項の決定、アカウント停止・廃止に関する決定などの総括的な対応にあたります。

3. 運用体制

公式アカウントで情報発信し、SNS 利用者とのコミュニケーションを遂行する継続的な運用業務は、公式アカウントの開設を申請した組織・部門が担当します。各公式アカウントに管理責任者と運用担当者を置くものとします。

4. 開設申請

申請されたアカウントが本学にとって有益であると判断されると公式アカウントとして認可します。申請の書式別紙に定めます。申請にあたっては、学生を中心とした組織（ゼミナール、クラブ、サークルなど）の場合は学生サービス課、教職員を中心とした組織（学部・学科、研究科など）の場合は広報室が窓口になります。いずれも所属の長（学部長、学科長、研究科長、部局長など）の承諾を得た上で申請してください。部活・サークルは、顧問（教員または職員）を管理責任者として申請を行ってください。ただし、Facebook や LINE などにおける関係者のみの閉じられたグループ、また在学生への連絡手段としてアカウントを利用の場合、申請は不要です。

SNS 公式アカウント総括担当部署は、申請を受領した後、公式アカウント開設の妥当性や継続性、危険性などを総合的に判断し、公式アカウントにふさわしいと判断された場合に承認します。

承認を得た場合、管理責任者および運用担当者は登録情報（ユーザー名、パスワードなど）を SNS 公式アカウント総括担当部署に報告してください。

5. アカウントの管理

アカウントの名称は原則として所属名称を登録してください。所属に付与されたアカウントのユーザー名、名称の無断変更は認めません。また、パスワードは部外者に漏洩しないように厳重に管理してください。SNS 公式アカウント総括担当部署でも管理します。

開設したアカウントの削除、登録情報の変更がありましたら、申請書を提出してください。

6. 情報の発信

各 SNS 公式アカウントからの情報発信は、管理責任者が指名した運用担当者が行うものとします。発信する情報については SNS の特性や情報発信の即時性を考慮し、運用担当者の判断により直接情報を発信できるものとします。ただし、発信内容がふさわしくないと判断された場合は SNS 公式アカウント総括担当部署で管理責任者の確認を待たずに削除、または非公開とする場合があります。発信の妥当性に迷った場合は、必ず管理責任者や SNS 公式アカウント総括担当部署に相談してください。

7. Web サイトへの開示

広報室は、本学の総合公式アカウントを運用するとともに、本学の公式アカウントとして認めるものについては公式ホームページ上に記載し、連携した情報発信を展開します。

8. 遵守事項

各法令及び「SNS 運用に関するガイドライン」を遵守してください。特に基本的人権、肖像権、プライバシー権、著作権、商標権等に関して、十分留意してください。次のような情報を発信した場合は、削除対象となります。

1. 誹謗中傷するような内容
2. 他人のプライバシーに関する内容
3. 公序良俗に反する内容
4. 人種、民族、言語、宗教、身体、性、思想、信条等に関する差別的な内容
5. 虚偽の内容
6. 特定の個人または団体の営利活動につながるような商業的な内容
7. その他、本学が不適切と判断する情報

広報室は、このガイドラインに照らし、重大な違反や不正利用等が判明した場合や、一定期間の更新がない場合は、管理責任者の承諾を持って、当該アカウントを削除します。

9. その他

「SNS 運用に関するガイドライン」は広報室で管理します。本ガイドラインは 2021 年 2 月 4 日より施行します。なお、本ガイドラインの施行前に開設済みで、大学名を冠して定期的に更新作業を行っている SNS アカウントに関しても、届出書を提出してください。